

婚姻届を提出される方へ 届書の記載例とあわせて読んでください。

萩市に届出される場合を中心に説明しています。同時に養子縁組をされる場合やご不明な点がありましたら、ご相談ください。

【1】婚姻届に必要なもの

- ①婚姻届 1通
- ②本籍地が萩市でないときは、戸籍謄本(戸籍全部事項証明書) 1通
- ③印鑑(届書に押印した印鑑。みとめ印で可。ただし、ゴム印等変形しやすい印は不可。)
- ④官公署が発行した顔写真付身分証明書(運転免許証、パスポート等)
 - ↳ ない場合は、住所地に本人通知を送付します。
- ⑤マイナンバー【通知】カード(名前や住所が変わる方)

【2】住所・世帯主の記入《届書(2)》

住所は住民票のとおり書いてください。
ただし、婚姻届と同時に住所変更の手続き(転入・転居)をされる方は、新しい住所を書いてください。

この婚姻届だけでは、住所は変わりませんのでご注意ください。
なお、次のようなときは住民票のとおり住所を書き、後日住所変更の手続きをしてください。

- ・休日・夜間に届出される場合
- ・市外へ転出される場合
- ・婚姻届出後に住所が変わる場合

(注)転入・転居は予定での住民異動届は受け付けられません。

萩市に転入される場合は、前住所地の転出証明書が必要です。

【3】本籍等の記入《届書(3)》

戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)か戸籍抄本(戸籍一部事項証明書)があれば、そのとおりに書いてください。

- 筆頭者の氏名・・・戸籍のはじめに書いてある人の氏名です。
- 父母の氏名欄・・・両親が婚姻しておられれば(死別も含む)、母の氏は不要です。

《例1》

父母婚姻中(死別も含む)の場合

甲野 幸雄	続柄
松子	長男

《例2》

父母離別の場合

甲野 幸雄	続柄
丙野 松子	長男

□養父母の氏名は、「その他」欄に書いてください。養父母の氏名についても、養父母が婚姻しておられれば、養母の氏は不要です。

《例》

夫になる人の養父 ○○ ○○
養母 △△

※ 消えるボールペンは、使用しないでください。

【4】婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍《届書(4)》

婚姻後の夫婦の氏は、どちらか選択される氏に☑をしてください。

○選択した氏を婚姻前から名乗り、戸籍の筆頭者でない場合は**新本籍を記入**してください。
《例》

夫になる人の戸籍		妻になる人の戸籍	
筆頭者	甲野 幸雄	筆頭者	乙野 忠治
	松子		春子
夫になる人	義太郎	妻になる人	梅子

夫の氏を選択した場合

筆頭者	甲野 義太郎
妻	梅子

婚姻後は夫婦の新しい戸籍が作られますので、**新本籍を記入**してください。

○選択した氏を婚姻前から名乗り、すでに戸籍の筆頭者の場合は**新本籍の記入は不要**です。
《例》

夫になる人の戸籍		妻になる人の戸籍	
筆頭者 (夫になる人)	甲野 義太郎	筆頭者	乙野 忠治
			春子
		妻になる人	梅子

夫の氏を選択した場合

筆頭者	甲野 義太郎
妻	梅子

婚姻後は妻が夫の戸籍に入籍することになりますので、**新本籍の記入は不要**です。

(注)妻の氏を選択されても、夫になる人は養子とはなりません。養子となるには、別に「養子縁組届」が必要です。

【5】未成年者の婚姻

未成年者が婚姻する場合は、両親の同意が必要になります。(様式がありますので申し出て下さい)

【6】本人確認にご協力ください

萩市では、第三者による虚偽の戸籍届出を抑止するため、窓口で戸籍届書を提出される方に運転免許証やパスポート等、官公署が発行した顔写真付身分証明書の提示をお願いしています。

【7】休日・夜間に婚姻届を出す場合

休日・夜間は、宿直で戸籍の届出をすることができます。
宿直では、戸籍の届書をお預かりするだけで、届書の審査をすることができません。
戸籍の届書の審査は、翌開庁時に市職員が行い、届書に不備があれば、開庁時間にご来庁いただく場合があります。

なお、届出の日は、不備があっても、宿直でお預かりした日となります。
窓口で、婚姻届の事前確認を行うこともできますのでご相談ください。

お問合せ先:萩市役所 市民課 戸籍・登録係 電話:0838-25-3400

戸籍の筆頭者でない方が、夫の氏を称する婚姻届の場合

記入例

婚姻届

平成 年 月 日届出

長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
青須調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	為 知

(1) 氏名	夫になる人	妻になる人
	この よしたろう 氏 名 甲 野 義太郎	おつの うめこ 氏 名 乙 野 梅 子
(2) 住所	東京都杉並区清水町 1丁目218番地	京都府京都市北区小山初音町 18番地
	世帯主の氏名 甲 野 幸 雄	世帯主の氏名 乙 野 忠 治
(3) 本籍	東京都千代田区平河町 1丁目4番地	京都府京都市北区小山初音町 18番地
	筆頭者の氏名 甲 野 幸 雄	筆頭者の氏名 乙 野 忠 治
父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	父 甲 野 幸 雄 続き柄	父 乙 野 忠 治 続き柄
	母 松 子 長 男	母 春 子 長 女
(4) 婚姻後の夫の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の田の氏の人ですべてに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 東京都千代田区平河町1丁目4番地 <input type="checkbox"/> 妻の氏	
(5) 同居を始めたとき	平成14年5月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)	
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (口死別) 年 月 日 <input type="checkbox"/> 初婚 再婚 (口離別) 年 月 日	
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 1. 農業または農林業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人署名押印	夫 甲 野 義太郎 (印)	妻 乙 野 梅 子 (印)
事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	

秋市報に掲載してよいかどうか○をして下さい

市報掲載可否 (該当を○でかこむ)

別紙説明【2】を参照してください

必ず20歳以上の二人が必要です

証	
署名印	乙 川 孝 助 (印)
署名印	丙 山 竹 子 (印)
生年月日	昭和7年4月14日
生年月日	昭和11年6月8日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番地1号
住所	東京都世田谷区若林 4丁目31番地18号
本籍	東京都杉並区清水町 1丁目52番地
本籍	東京都世田谷区若林 4丁目31番地

別紙説明【3】を参照してください

別紙説明【4】を参照してください

必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。

署名は必ず本人が自署してください。
 印は各自別々の印を押してください。
 届出人の印を届出の時にお持ちください。

連絡先
電話() 番
自宅・勤務先・呼出 方

(注)訂正等の必要が生じた場合は、ご来庁いただく場合もあります。